

また、濃厚接触者の方については、健康な避難者はもとより、他の体調不良者とも別のスペースに避難していただくことで対応してまいります。

次に、避難所に感染者の方が避難した際の医療機関との連携や消毒等に使用した廃棄物の処理についてお答えいたします。感染者の避難所での受入れは、先ほども御説明いたしましたように、あくまでも緊急、一時的なものですけれども、その間の感染者の体調に留意し、体調が悪化した場合には、保健所の指示の下、速やかに医療機関での受入れを進めてまいります。また、避難所に滞在していた間の感染者の廃棄物につきましては、小袋に入れて密閉し排出することや、ごみを出した際に必ず手洗いを行うなど、マニュアルに記載しているごみ排出の留意事項の周知を徹底することで対応してまいります。

最後に、施設管理などに関する学校側と地域の方々とのすり合わせについてでございますが、今後、連合町内会長及び避難所担当課を対象とした新たなマニュアルの説明会や、避難所担当課を対象とした実動訓練を経て、各地域の避難所運営委員内の中で御協議うしいただくことといたしております。以上でございます。

再質問

施設を管理する学校と地域の方々と担当課の情報等のすり合わせはできているのか

[危機管理監]

学校と地域とのすり合わせということではございましたけれども、実は、先ほど説明した意図は、まず、今、連合町内会長さんとか、これから避難所担当課を対象に説明会を開くんですが、その後、実動訓練を経て、各地の避難所運営委員会、この避難所運営委員会が、実は学校と、それから行政の避難所担当課と、それから地域の方も入った構成になりますので、この場で御協議いただいでいきたいということでございます。

新型コロナウイルスに関する経済支援策 第5段（一部抜粋）

感染防止対策奨励金

仙台市内で施設を運営する事業者がガイドライン従い感染対策に取り組んだ場合施設ごとに10万円支給。

支給要件

- 不特定多数の者が利用する施設
- ガイドラインに基づき対策をしていること
- 感染防止対策の取組の公表に同意すること
- 前年同月比で20%以上売り上げ減少していること

予算(6000施設)に達し次第終了

感染拡大防止協力事業者特別支援金

仙台市内施設の利用者・従業者から複数人の新型コロナウイルス感染症罹患者が確認された際、施設名を公表された際に50万円、感染症対策に要した経費50万まで支給

新型コロナ対策資本金劣後ローン連動型給付金の支給

資本金ローン及び協調融資の当初5年間の利子相当分

Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン

9/15~3/31(予算6万人分に達し次第終了)

東北域内からの誘客に対し仙台市内宿泊施設対象に1人1泊5,000円助成(GoToトラベル併用可)

仙台市議会議員
村岡貴子事務所

〒981-0908 仙台市青葉区東照宮1-7-16
TEL.022-725-7870 FAX.022-725-0028
e-mail muraoka@takakomura.co



たかこ村.com 新聞



仙台市議会議員
村岡貴子

vol.4

ご挨拶

当選させて頂いてから早いもので1年が経ちました。

議会や委員会ごとに質疑し、

少しでも皆様の生活が向上出来る様に日々勉強し、邁進しております。

少しずつ成果が現れておりますがこれで満足せずに

皆様の声を聴き洩らすことなく議会活動をして参ります。

皆様も時節柄ご自愛くださいます様ご祈念申し上げます。

質問内容

- ① 狭あい道路拡幅整備について
- ② 旭ヶ丘市民センター・障がい者福祉センターについて
- ③ 避難所運営について



End

狭あい道路拡幅整備について

狭あい道路とは幅員が4m未満の道路のうち仙台市が指定した道路のことを指します。建築基準法では建築物は4m以上の道路に2m以上接しなければならないと決まっている為狭あい道路に接する土地に建築するためには、建築確認申請時に、土地の所有者と話し合いをして土地を後退してもらい4m以上の道路として使用できるように協議をすることつまり狭あい協議を行わなければなりません。狭あい協議は申請書を管轄の区にだし土地の測量、近隣との協議、後退する土地すなわち後退用地の確定を行います。この作業には、分筆や登記簿変更などの手続きや、後退用地にある門・塀などの撤去、道路となった場所の舗装工事などが伴います。これらのことは全て費用がかかるのです。

例えば、横浜市では平成7年に「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」を制定し、市内1900kmある狭あい道路のうち整備促進路線を指定して拡幅整備事業を進めております。この路線に接する敷地において建築確認申請をする際は狭あい協議を義務づけ、申請する際は申請者が横浜市へ協議書を提出し、横浜市が現地の測量・下図を作成し申請者に確認をもらい確認申請を完了します。その後申請者が工事した後に、後退用地の舗装・門や塀・擁壁などの除去費用を横浜市が助成しております。

また、浜松市でも平成14年に『条例』を制定し事業を進めております。狭あい協議の際に後退用地の寄附申出があった場合に、用地の測量、分筆・所有権移転登記及び寄附を受けた後退用地の拡幅整備工事を浜松市が行うとともに、後退用地にあるものの撤去等に要した費用の一部について助成金を交付しております。

また、千葉市では平成14年に「狭あい道路拡幅整備事業」を開始し、狭あい道路の市道に接する後退用地について千葉市が行うことは、境界確定・測量・分筆・登記・電柱や標識の移設・舗装や境界杭・後退表示板設置であり建物を建てようとするときに限らず後退用地の寄附による拡幅整備も対象となります。加えて門や塀などの撤去に関する費用も助成しております。

また、福岡市でも平成17年に「拡幅整備事業」を開始し公道でも私道でも寄附される場合は狭あい道路整備にかかる測量・整備工事、登記手続きは実施も費用負担も市が行います。寄附しない場合でも整備工事のみ申請者で測量の実施と費用負担・工事の費用負担は市が行います。

いずれの市も平成22年に制定された社会資本整備総合交付金を活用し何らかの助成を行っております。

そして本市は昭和62年に出された「仙台市建築行為等に係る後退用地等に関する指導要綱」をもとに狭あい道路拡幅整備事業を実施されております改正をしながらの実施のようですが最後の改正は平成22年となっております。本市は仙台市道または私道どちらでも狭あい道路に接している土地の建築確認申請をする場合は申請者が申請・測量し狭あい協議を行い、門・塀などの撤去これらの費用も申請者つまり家を建築する市民が費用を全額負担します。ここで問題なのは仙台市道なのに狭あい道路が存在していること、中にはなぜか道路幅3.97mや3.98mと2cmや3cm短いという仙台市道もあること。自分の土地を寄付するときは測量や門などの撤去を工事实施も費用も寄付する側の市民が負担しなければならないことです。2cm3cmでも測量して狭あい協議をするとなるとその費用は10万・20万と係るそうです。どうしてこのような道路が存在するのでしょうかこれまでの市道認定の経緯、市道の狭隘道路の距離、市民への助成は私道も含めてどのようになっているのでしょうかお伺いいたします。狭あい道路をなくすように市民の皆様にご協力をお願いしなければならないのにこれでは中々事業が進まないのではないのでしょうか。すべての狭あい道路の整備をという事ではありません。昔ながらの街並みも残すのは良いことと思います。仙台市として安心安全な道路を確保するためにまたは家が建てやすくなれば空き家対策にもなりますし、あるいは地域公共交通を求める地域で路線候補が狭あい道路という事で断念している例もあります。多方面にわたって狭あい道路の拡幅は重要と考えます。市道認定の規定に4m以上となった後に認定している市道での狭あい協議などの拡幅事業または防災の観点から狭あい道路の解消が必要な路線などを新たに選定し、社会資本整備総合交付金基幹事業の狭あい道路整備等促進事業を活用し、寄付して頂けるときには助成金の制度を設けることを求めます。建設局・都市整備局それぞれのご所見をお伺いいたします。

【答弁】

〔都市整備局長〕

私からは、狭あい道路整備の御質問のうち、私道に関する事項についてお答えをいたします。

個人の資産である私道の維持管理等は、将来にわたって所有者が行う必要があるものと考えておりますので、拡幅された土地についても寄附を受けてございません。したがって、土地の分筆や名義変更等の登記手続きを不要となっております。

狭あい道路に伴う測量や拡幅後に道路敷地となる部分に存在する門や塀の解体費用につきましては、その拡幅により建築行為が可能となる土地の所有者等に負担していただくものと考えておりますので、助成制度は設けてございませんが、今後も建築行為のタイミングに合わせて狭あい道路を促進し、道路幅員の確保に向けて鋭意取り組んでまいります。私からは以上でございます。

〔建設局長〕

本市が管理する道路の現況でございますが、総延長は約3800Kmで、このうち幅員

4m未満の区間を抽出いたしますと、延長は約370Kmとなります。市道の認定につきましては、昭和45年の道路構造令の改正によりまして、道路の最小幅員が4mと定められました。本市におきましても、昭和47年に仙台市の市道路線認定基準を策定いたしまして、認定要件として道路幅員を4m以上といたしましたものでございます。

こうした経緯がございますことから、これ以前に認定した道路につきましては、4m未満の市道がございます。また、基準策定前に本市の管理道路として供用していたもので、後年、道路境界の確定などに併せて認定した市道なども、4m未満の道路として存在してございます。

次に、助成制度についてのお尋ねでございます。本市におきましては、建築時の狭あい協議に必要な測量や後退用地の支障物撤去などについては建築主行っていたしておりますが、市道の狭あい区間で後退用地を御寄附いただける場合には、助成する手法ではなく、本市が直接分筆や所有権移転登記などを実施するとともに、後日、舗装や側溝の整備を行っておるところでございます。この後退用地は点在しておりますことから、後退箇所が一定程度連続する場合、あるいは交差点部など安全確保の効果の高いところから整備を行っているところでございます。御提案のありました国の交付金事業につきましては、制度の目的や交付の要件から、現在行っている本市の事業にそのまま適用するということは困難と考えておりますが、御寄附いただいた後退用地の整備を着実に進めていく、これが重要と考えてございますことから、引き続き財源確保に努めまして、整備を鋭意進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

再質問

社会資本整備総合交付金では狭あい道路拡幅事業についての交付金がある。なぜそれを活用しないのか

【答弁】

【建設局長】

狭隘道路に係る再度の御質問にお答えいたします。

まず、本市の狭隘道路のうち、市道に係る部分につきましては、建築主の建て替え、そういった建築計画の機会を捉えまして、狭隘な道路の改善を図ろうというものでございます。その後退していただいた用地を寄附いただける場合において、整備を進めるということで、点在した土地を一定程度まとまった場合に整備を行う、比較的長期的な視点で改善を図ろうという事業でございます。

一方、国の交付金制度は、老朽住宅の建て替えの促進、あるいは先ほどお話のあった住宅地の安全形成などの目的の下、対象の地区あるいは路線を特定して整備促進計画を定めて事業を実施すると、こういうものでございまして、現行では交付金としては令和五年度末までの時限的な制度となっております。

このようなことから、今行っている事業をそのまま適用するというのは非常に難しいかなというふうには考えておりますけれども、やはりこの狭隘道路を拡幅するに当たっ

て、その財源を国の財源をできるだけ活用するという観点は我々も持っていて、いろいろ多方面から研究しながら、この事業をしっかりと進められるようい取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

旭ヶ丘市民センター・青葉障害者福祉センターの整備

この施設は平成10年に地域から体育館施設の要望から始まり、平成16年に市民センター・障がい者福祉センター、温水プール、リハビリ支援センターの施設としての整備方針で進められておりました。その後平成18年に立地予定地を仙台市が取得しました。前職の時、地域の方が目を輝かせながら市民センターの隣にやっとみんなが更集える施設が出来るんだ!! ととても嬉しそうに言っておられた姿が今でも思い出されます。さあこれからだというときにあの東日本大震災が起き、本市からの要請で5年間凍結してほしいと言われ、復興のためならばと快諾したと地域の方からは聞いております。そうしてやっと5年以上が経過した平成29年にやっと整備が再開されると喜んだのもつかの間、立地予定地は土壤汚染があり、対策費用が高額になる為予定地から道路を挟んだ台原森林公園内に駅前の広場を削るB案・公園内の緑を削るC案が出されました。地元の方々は到底受け入れられる案ではありませんでした。そのときのがっかりというか怒りというか溜息しか出ないような何とも見えて切なくなる姿は忘れられません。もちろん土壤汚染対策をしっかりとすることは当然ですが周辺の環境や利用者である市民の意向をしっかりと踏まえるべきであり、本市としても知恵を絞って折り合いをつけることはできないのでしょうか。例えば建設予定地に隣接している市民センターを活用し、費用の圧縮を図ることも可能ではないかと考えます。これまでに、本市は地域の方々や専門家を交えたワークショップなどを開催したりと丁寧に対応されていたとも聞いております。地域の皆様が期待していた体育館施設や空白の区であった障がい者福祉センターの整備をこれ以上遅らせることなく進めるべきだと考えます。これまでの経緯にとらわれず折り合いをつけて当初の予定地への建設という方向で進める様に求めます。これらの経緯に関して、計画の見直しについて、そして土壤汚染対策など含めました本市としての本事業のご所見を伺います。

【答弁】

【市民局長】

旭ヶ丘駅前地区における公共施設の整備に関するお尋ねにお答えをいたします。

この施設につきましては、改築する旭ヶ丘市民センターに青葉障害者福祉センターを合築するものとして、当初、地下鉄南北線旭ヶ丘駅前のバスターミナル南側を建設予定としておりましたが、土壤汚染対策に要する多額の費用が課題となり、平成29年度に、台原森林公園内の駅前広場に整備場所を変更する旨の方針を地域の皆様にお示しをいたしました。この方針につきましては、講演の利用に制約が生じることや周辺



の景観に悪影響を及ぼすことなどを理由として、地元の強い反対の意向が示された経緯にありまして、その後、地域の皆様との協議を継続しながら、今後の方向性を探ってきたものでございます。この中におきまして、既存の市民センターを生かし、これに不足する体育館などの施設を別棟として整備することにするなど、合築する障害者福祉センターも含めまして、施設の在り方を改めて精査、検討いたしました結果、施設全体の規模が当初予定より縮小し、くい打ちの工法等を工夫すれば、土壌汚染対策を含めた整備費用を相当程度圧縮できるとの見通しを得たところでございます。このような経過を経まして、地域の皆様から強く御要望いただいている当初建設予定地に整備を行う方向へと、改めて方針を変更したいと考えております。

引き続き、土壌汚染対策も含め、地域の皆様に丁寧に御説明し、さらに御意見も承った上で、年度内には整備基本計画を取りまとめてまいりたいと考えております。以上でございます。

避難所運営について

今般、新型コロナウイルス対策追加事項が記載された仙台市避難所運営マニュアルが出されましたが、その中で改善を求めるところについて質問させていただきます。

昨年10月の東日本台風には3回避難所が開設された際、開設・閉設の作業や夜を徹しての避難所運営という事もあり、運営側の地域の方々からはその後体調が優れず、体調が元に戻るまで2・3か月かかったとも言っておられました。今後は広くて疲れる体育館ではなく校舎の教室の方での避難所運営を本市として統一して出来ないかとの要望がありました。このマニュアルの中の検討例では校舎を利用したものが記載されており地域の方々としては安心できたのではないかと思います。しかし、このマニュアルの中には緊急を要する場合新型コロナウイルス感染者の自宅待機者または濃厚接触者なども避難所に受け入れるようになっているように記載してあります。避難所運営の対策は三密を避けること、体調不良や発熱がある方などの対策とすべきで、感染した方、感染が疑われる方の対策は全く別を考えるべきだと思います。その方々はいかなるときも避難所ではなく医療機関や市としての専用避難所を設けた場所に事前に個別に対応するべきではないでしょうか。急に悪化することもありますし感染者をこれまで特定されないように守ってきているのに感染した方が不安にならないようにすべきと考えます。当局のご所見をお伺いいたします。そして仮に避難所で受け入れた場合、医療機関との連携や消毒に使用した後の処理などはどのようにお考えでしょうか。医療機関でも疑わしき患者の診療や消毒に使用したものは医療廃棄物として別に処理していると聞いております。全てにおいて避難所に対応できるのか疑問が残ります。これらのことに加え施設管理など、学校側と地域の方々との情報共有はどの程



度進んでいるのでしょうか。

また、お一人お一人がハザードマップと自宅や職場を照らし合わせ適切な時に適切な場所へ避難できるようにする取り組みが最重要だと考えます。内閣府の出している避難行動判定フローのように「はい」や「いいえ」と分かれて自分のいる場所の避難行動が正確に理解できるような仙台版を作成するように求めます。ハザードマップもHPを参照するようになっておりますが、HPが見られない方々用のハザードマップはいつ配布する予定となっているのでしょうか。この平時の時にしっかりと確実に市民全員が安全に避難できるように周知する対策を求めますがご所見をお伺いいたします。

【答弁】

〔市長〕

適切な避難行動への取組に関するお尋ねにお答えを申し上げます。

市民の皆様方の適切な避難行動につきましては、常日頃からお住まいの地域などの災害リスクをハザードマップで御確認をいただきまして、適切なタイミングで適切な場所に避難できるよう、あらかじめ避難行動を定めていただくことが大変重要でございます。

御指摘のございました内閣府の避難行動判定フローは、昨年の令和元年東日本台風における避難行動の検証を踏まえまして、住民の方が平時より災害リスクと取るべき行動について理解を深めていただくために作成されたものでございまして、これに必要な修正を加えまして、御提案の仙台版避難行動判定フローとして作成してまいりたいと存じます。

また、ハザードマップにつきましては、最新のデータに更新した上で、避難行動判定フローなどと併せて防災冊子として、七月の末を目途に、区役所や市民センター、コミュニティ・センターなどにおいて、必要な方にお配りをしてまいります。

今後につきましては、本市ホームページや地域における説明会などと併せまして、この防災冊子も活用して、市民の皆様お一人お一人が安全で確実に避難できますよう、さらなる周知、啓発に力を尽くしてまいります。

【答弁】

〔危機管理監〕

新型コロナウイルスに感染症を発症し、自宅で療養されている方の避難所への避難につきましては、基本的には指定避難所以外の施設への避難を予定しております。

ただし、例えば津波が発生して生命の危険が迫っている場合などには、指定避難所に一時的に避難を行う状況も想定されますので、その際の対応を避難所運営マニュアル(別冊)新型コロナウイルス感染症対策追加事項にも示しているところでございます。

避難所で感染者を一時的に受け入れる場合は、健康調査カードなど、その方の個人情報への取扱いには特に留意するよう、各避難所担当課宛て、周知してまいります。